

## 2. 韓国

### 2.1. 地理的表示を保護する制度

韓国では、下表に示す 3 種の地理的表示の保護制度が併存している。

韓国は、TRIPS 協定に基づき国際的なルールに即した地理的表示保護制度を整えるため、1999 年に農水産物品質管理法を、2001 年に水産物品質管理法を施行し、これらに基づいて地理的表示登録制度を導入した。2012 年には両品質管理法が統合された農水産物品質管理法を制定した。

一方、貿易自由化の流れの中で商標制度に基づく產品の保護を強化するため、2005 年に商標法を改正し、地理的表示団体商標を導入した。韓国は 2007 年に韓国・米国自由貿易協定（韓米 FTA）に調印、2010 年に追加交渉に署名した。地理的表示を商標制度の中で扱うべきとする米国の影響により、2012 年の韓米 FTA の協定発効に併せて商標法を改正し、地理的表示証明商標を導入した。

さらに 2010 年に韓国は韓国・EU 自由貿易協定（韓 EU FTA）にも署名し、より高いレベルで地理的表示の相互保護を行うべきとする EU との交渉の結果、2011 年の韓 EU FTA 発効に合わせ、不正競争防止及び営業秘密に関する法律（不正競争防止法）を改正、二国間/多国間 FTA で合意した海外產品の地理的表示を保護する仕組みを導入した。

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録制度は農林畜産食品部及び海洋水産部が管轄し、商標法及び不正競争防止法に基づく地理的表示保護制度は産業通商資源部傘下の特許庁<sup>53</sup>が管轄している。

このうち、日本から登録出願/申請が可能なものは、商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標のみとなっている。

表 8 韓国の地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
商標法による保護	産業通商資源部	無し	商標法 商標法施行令 商標法施行規則 商標審査基準	○
不正競争防止法による保護	特許庁	無し	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令	× (二国間/多国間貿易協定の GI リスト交換による)
農水産物品質管理法による保護	農林畜産食品部 海洋水産部	 	農水産物品質管理法 農水産物品質管理法施行令 農水産物品質管理法施行規則	× (実務上海外からの申請を受け付けていない)

<sup>53</sup> Korean Intellectual Property Office (KIP) 経済産業省等の資料でいずれも特許庁と翻訳されているため、それに倣った。

以下の節で 3 制度の概要を示す。

### (1) 商標法における地理的表示団体商標/証明商標

韓国は、2005 年の商標法改正により地理的表示団体商標を導入した。次いで、2012 年の韓米 FTA 発効に併せて商標法の改正を行い、商標の品質保証機能を強化する目的で地理的表示証明商標を導入した。

**表 9 韓国・商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等  
(2019 年 10 月現在)**

- **商標法<sup>54</sup>** (1949 年 11 月 28 日公布、最新改訂は 2019 年 7 月 9 日改正)
- **商標法施行令<sup>55</sup>** (1974 年 1 月 1 日制定、2019 年 6 月 4 日一部改正)
- **商標法施行規則<sup>56</sup>** (1974 年 1 月 1 日制定、2019 年 6 月 4 日一部改正)
- **商標審査基準<sup>57</sup>** (1993 年 12 月 30 日制定、2019 年 1 月 1 日改定)

### (2) 農水産物品質管理法における地理的表示登録制度

農水産物品質管理法及び水産物品質管理法に基づく地理的表示登録制度は 2001 年から運用が開始された。2008 年の省庁再編に伴って農産物と水産物の品質管理業務を統合する必要が生じ、2012 年に農産物と水産物を統合管理する農水産物品質管理法が施行された。農水産物品質管理法は、「農水産物の適切な品質管理を通じて農水産物の安全性を確保し商品性を向上させ、公正で透明な取り引きを誘導することによって農漁民の所得増大と消費者保護に資する」ことを目的としており（法第 1 条）、品質の向上と国内の農水産業者への裨益を目的としている。

**表 10 韓国・農水産物品質管理法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則  
(2019 年 10 月現在)**

- **農水産物品質管理法<sup>58</sup>** (1999 年 7 月 1 日施行、最新改訂は 2019 年 8 月 26 日改正)
- **農水産物品質管理法施行令<sup>59</sup>** (1999 年 7 月 1 日施行、2018 年 7 月 17 日改正)
- **農水産物品質管理法施行規則** (1999 年 8 月 9 日発効、2019 年 8 月 26 日改正)<sup>60</sup>
- **地理的表示事後管理要領** (2017 年 11 月 21 日一部改正)<sup>61</sup>

<sup>54</sup> 原文 : <http://www.law.go.kr/법령/상표법>

日本語訳 : <http://www.choipat.com/menu31.php?id=26&category=0&keyword=>

<sup>55</sup> 原文 : <http://www.law.go.kr/lstInfoP.do?lslSeq=200560&efYd=20180101#0000>

日本語訳 : <http://www.choipat.com/menu31.php?id=27>

<sup>56</sup> 原文 : <http://www.law.go.kr/lstInfoP.do?lslSeq=200560&efYd=20180101#0000>

日本語訳 : <http://www.choipat.com/menu31.php?id=28>

<sup>57</sup> 原文 : [https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=30731&catmenu=m06\\_03\\_02](https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=30731&catmenu=m06_03_02)

日本語訳 : [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/kr/ip/law/trademark2018.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/trademark2018.pdf)

<sup>58</sup> 原文 : [http://www.law.go.kr/법령/농수산물품질관리법/\(16277,20190115\)](http://www.law.go.kr/법령/농수산물품질관리법/(16277,20190115))

日本語訳 : 付属資料参照

<sup>59</sup> 原文 : <http://www.law.go.kr/LSW//lstInfoP.do?lslSeq=204079&efYd=20180717#0000>

<sup>60</sup> 原文 : <http://www.law.go.kr/법령/농수산물품질관리법%20 시행규칙>

<sup>61</sup> 原文 : <http://www.law.go.kr/행정규칙/지리적표시품사후관리요령/>

(3) 不正競争防止法における、自由貿易協定によって保護する地理的表示の使用等の禁止

韓国では 2011 年 7 月 1 日の韓・EU FTA の発効に先立ち、2011 年 6 月 30 日に不正競争防止法を改正し、二国間または多国間で締結された自由貿易地理的表示において保護された地理的表示の使用などを禁止し、地理的表示の侵害に対する禁止、損害賠償などの救済手続きを設けて地理的表示者の権利を保護する規定を新設した（不正競争防止法第 3 条の 2）。これにより、韓国と外国との両者間または多者間で締結して発効された自由貿易協定によって保護することに合意した地理的表示は、特別な登録手続きを経ることなく、韓国での排他的使用が認められる。

表 11 韓国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等  
(2019 年 10 月現在)

- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律<sup>62</sup>（1962 年 1 月 1 日制定、最新改訂は 2019 年 1 月 8 日改正）
- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令<sup>63</sup>（1987 年 7 月 1 日制定、2018 年 12 月 24 日改正）

## 2.2. 登録の要件・手続・費用

各法に基づく地理的表示の登録要件には、下表のような違いがある。日本の地理的表示登録生産者団体が、韓国での地理的表示登録を望む場合、基本的には商標法に基づく地理的表示団体商標のみ申請が可能である。日本の地理的表示保護制度では生産者団体には法人格は必要とされないが、韓国の農水産物品質管理法では法人または個人であることが必須である。一方、韓国の地理的表示団体商標では、日本の地域団体商標と同様に、出願人は法人であることが必要である。

表 12 韓国の地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	生産・加工地	有効期間
商標法	地理的表示	○	生産、製造、加工業者で構成された法人（法人格が必要）	原産国での GI 登録必須	商品（手工芸品等含む）	生産・製造・加工のいずれかが特定地域	10 年（更新可）
	団体商標		品質・特性等の証明を業とするもの（個人でも可）				
	地理的表示	○					
	証明商標						
不正競争防止法	二国間/多国間貿易協定の GI リスト交換による	×	出願無し	制限無し	制限無し	制限無し	無期限
農水産物品質管理法	地理的表示登録	×	生産、加工業者で構成された法人（1 者のみの場合は個人も可）	-	農水産物・農水産加工品	生産・製造・加工の全てが特定地域	無期限

<sup>62</sup> 原文：<http://www.law.go.kr/lslInfoP.do?lslSeq=195192&efYd=20170726#0000>

日本語訳：<http://www.choipat.com/menu31.php?id=20&category=0&keyword=>

<sup>63</sup> 原文：<http://www.law.go.kr/법령/부정경쟁방지및영업비밀보호에관한법률시행령>

日本語訳：<http://www.choipat.com/menu31.php?id=21&category=0&keyword=>

また、法律事務所への聞き取りによれば、日本の地理的表示登録生産者団体が、地理的表示の当該標章を、一般の商標として登録出願を行う方策も考えられるが、韓国の商標出願の審査においては、周知な地名に対して識別力を認めないケースが多く、地理的表示団体商標/証明商標以外で、地名と品目名を組み合わせた名称では登録が難しい可能性が高いと指摘された。図形等を加えたマークとして識別力を高めて一般登録することは可能であるものの、地理的表示として名称そのものの保護を韓国で求めるためには、地理的表示団体商標として登録することが望ましいと考えられる。

また、農水産物品質管理法に基づく地理的表示は、登録生産者団体の独占的利用を認めるものではなく、品質管理等の基準を満たせば、当該地域の他の生産者も地理的表示を利用できるが、商標法に基づく地理的表示団体商標は、登録生産者団体に加盟する生産者での独占的利用を認めるものである、という違いがある。

### 2.2.1. 登録要件

#### (1) 商標法における地理的表示団体商標/証明商標

#### 出願人の要件（法第 3 条 2 項・3 項）

- 地理的表示団体商標: その地理的表示を使用できる商品を生産、製造または加工することを業として営む者のみで構成された法人に限って出願人の適格を認める。個人、商法上の会社、法人格がない団体は出願しても登録は認められていない。
- 地理的表示証明商標: 商品の品質、原産地、生産方法またはその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者に出願人の適格を認める。法人だけでなく、個人も出願・登録が可能である。

#### 保護対象（法第 2 条 4 項及び商標審査基準第 7 部第 4 章 2.1、2.4）

商標法は地理的表示を「商品の特定の品質・社会的評価、またはその他の特性<sup>64</sup>が本質的に特定地域で始まった場合にその地域で生産・製造または加工された商品であることを現す表示」と規定しており、農水産物等だけではなく、手工芸品等の工業製品も保護の対象となる。なお、サービスは地理的表示団体商標/証明商標の保護対象にはならない。

また、商品の生産・製造・加工のいずれか一つのみでもその地理的特性と関連があれば保護の対象となる。ただし、商品の品質等が生産・製造及び加工の全過程に起因する場合には、その生産・製造及び加工が同一地域で行われなければならない。

#### 対象地域（商標審査基準第 7 部第 4 章 2.4）

<sup>64</sup> 品質、社会的評価、その他の特性のいずれかがあれば足りる。

対象地域は、商品の地理的原産地として商品が生産、製造または加工された地域の名称を指すが、必ずしも行政区域上の範囲と一致する必要はない。気候・土壤・地形等の地理的環境によって区画することが可能。外国の地域も含まれる。

### **品質特性（商標審査基準第 7 部第 4 章 2.2）**

商標審査基準第 7 部第 4 章 2.2 節では、「特定の地域で生産・製造または加工された商品が他の地域で生産・製造または加工された商品と区別される品質・社会的評価、生産方法またはその他の特性がなければならない。この場合、特定の品質・名声またはその他の特性のいずれか一つのみ特定地域に由来すれば足ると見て、気候・土壤・地形等の自然的条件以外に、伝統的な生産秘法等の人的条件により獲得される場合も該当する。」としている。

#### (2) 農水産物品質管理法における「地理的表示登録」

### **出願人の要件（法第 32 条 2 項）**

出願の主体は、特定地域で地理的表示の登録対象品目を生産または加工する者で構成された団体で、法人に限る（営農組合法人、農業会社法人等がこれに相当）。ただし、生産者または加工業者が 1 人である場合には、個人も登録申請が可能である。

外国の地理的表示に対する明文規定はないが、実務上、外国からの出願は受け付けていない。

### **登録対象（法第 2 条 8 項）**

農水産物品質管理法に基づく地理的表示の登録対象は、農水産物及び農水産加工品に限られる。手工芸品等の工業製品やサービスは含まれていない。

また、商品の生産・製造・加工のすべてが特定の地域で行われる必要がある。

### **対象地域（施行令第 12 条）**

農産物の場合は、当該品目の特性に影響を与える地理的特性が同一の行政区域、山、川によって指定し、水産物の場合は、地理的特性、生息地及び漁獲・採取の環境が同一の沿岸海域を緯度と経度とで区分して指定する。

### **品質特性（施行令第 15 条）**

当該品目の社会的評価、品質、その他の特性のいずれかが、本質的に特定地域の生産環境的要因または人的要因によるものであるということが必要であり、また、その優秀性が国内または国外で広く知られていることが必要である。

### (3) 地理的表示と商標の関係

#### 保護の併存の有無

韓国では商標制度と地理的表示制度による保護の並存が認められているが、その調整のため、商標法と農水産物品質管理法に、調整規定を設けている。商標法において、特許庁長官は、農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体商標/証明商標が出願された場合には、農林畜産食品部長官または海洋水産部長官の意見を聞かなければならないとしている（第 51 条第 5 項）。同じく、農水産物品質管理法において、農林畜産食品部長官または海洋水産部長官は、地理的表示の登録の申請がされた場合には、申請された地理的表示が商標法による他人の商標（地理的表示団体商標/証明商標を含む）に抵触するかについて、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない、としている。

#### 地理的表示登録と商標登録の関係

地理的表示登録と商標登録とが併存する韓国で、両法で認められる権利の効果は同等だが、両法で相互間の権利が衝突することを防止するための対策を設けている。また、韓国では条約が法律と同等の効力を有する<sup>65</sup>ことから、自由貿易協定により保護される地理的表示に関する限り、他の地理的表示制度と同等の効力を有する。

#### 事前の抵触防止

- i) 商標法では、先登録地理的表示団体商標と同一・類似の商標（第 34 条第 1 項第 8 号）、周知の地理的表示と同一・類似の商標（第 34 条第 1 項第 10 号）、国内外の地理的表示と同一・類似の商標であって、不正な目的をもって使用する商標、「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示と同一・類似の商標（第 34 条第 1 項第 18 号）、自由貿易協定により保護される地理的表示（韓国登録とは無関係）と同一・類似の商標は登録を拒絶するようしている（第 34 条第 1 項第 19 号）。
- ii) 農水産物品質管理法では、商標法により先に出願され、または登録された他人の商標と同一または類似する地理的表示、国内で広く知られている他人の商標または地理的表示と同一または類似する地理的表示は登録を拒絶するように規定している（第 32 条第 9 項第 2 号及び第 3 号）。

#### 事後の抵触防止

- i) 商標法では、先出願による登録商標が地理的表示登録団体商標と同一または類似する地理的表示を含む場合に、商標権者・専用使用権者または通常使用権者がその登録商標を指定商品に使用する場合、地理的表示団体商標権の効力はこれには及ばないと規定している（法第 90 条第 2 項第 4 号）。これは地理的表示団体商標権の場合、その特性上、地理的表示部分についても識別力を主張することができることから、商標権との抵触が生じることがあるため、先出願商標権者等の使用については、その効力が及ばないように規定したものである。

<sup>65</sup> 韓国では、大韓民国憲法第 6 条 1 項により、憲法に基づいて締結し、公布された条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同等の効力を有すると定められている。

- ii) 農水産物品質管理法では、地理的表示登録申請書の提出前に商標法によって登録された商標または出願審査中の商標には効力が及ばないようにしている（法第 34 条第 2 項第 2 号）。

## 2.2.2. 登録手続

### (1) 商標法（法第 3 章）

地理的表示団体商標/証明商標の登録出願は、特許庁長官宛てに行う。審査官が方式審査及び実体審査を行った上、出願公告決定後に 2 カ月間の異議申立期間を経て、登録される。地理的表示団体商標権/地理的表示証明商標権の存続期間は 10 年で、更新可能である。

地理的表示団体/証明商標の登録出願には、一般的商標出願に必要な情報に加え、地理的表示の定義に一致することを証明する書類を添付する必要がある（法第 36 条第 5 項）。登録申請に必要な書類は以下のとおり（施行令第 3 条、4 条、5 条）。

1. 出願書
2. 定款（次の事項が含まれていなければならない）\*

#### <団体商標の場合（施行令第 3 条）>

- ・ 団体商標を使用する所属団体員の加入資格・加入条件及び脱退条件
- ・ 団体商標の使用条件
- ・ 使用条件に違反した者への制裁
- ・ その他、団体商標の使用に必要な事項
- ・ 商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性
- ・ 地理的環境と商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性との本質的連関性
- ・ 地理的表示の対象地域
- ・ 商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性に対する自主管理基準及び維持・管理の方策

#### <証明商標の場合（施行令第 4 条）>

- ・ 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性
- ・ 証明商標の使用条件
- ・ 使用条件に違反した者への制裁
- ・ その他、証明商標の使用に必要な事項
- ・ 証明しようとする商品の品質などに対する試験・検査の基準、手続き及び方法など
- ・ 証明しようとする商品の品質などを証明し管理するために必要な専門設備、専門人員など
- ・ 証明商標使用者に対する管理・監督など
- ・ その他証明しようとする商品の品質などを証明し管理することができることを客観的に証明することができる事項

\*なお、出願人が外国人の場合で、当該国の法令により定款に上記事項を含めることができない、または含めることが極めて困難な場合、上記事項が記載された定款に相当する書類（例：理事会の議事録及びこうした議事録が公証された定款と同一の効力を持つという陳述書等）を提出す

る。

3. 地理的表示の定義に合致することを証明できる書類（施行令第 5 条）
  - ・ 商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性に関する書類
  - ・ 地理的環境と商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性との本質的連関性に関する書類
  - ・ 地理的表示の対象地域に関する書類
4. 【外国の地理的表示について、団体商標登録出願若しくは証明商標登録出願をする場合】原産地国において地理的表示として保護されている事実を示す書類（施行規則第 28 条第 4 項）。具体的には、地理的表示の登録・管理を管轄する特許庁や関係行政機関等で発給した証明書類または法院等で発給した地理的表示として保護されていることを認める判決文等の書類。

団体商標、証明商標の出願登録の流れを下図に示す。

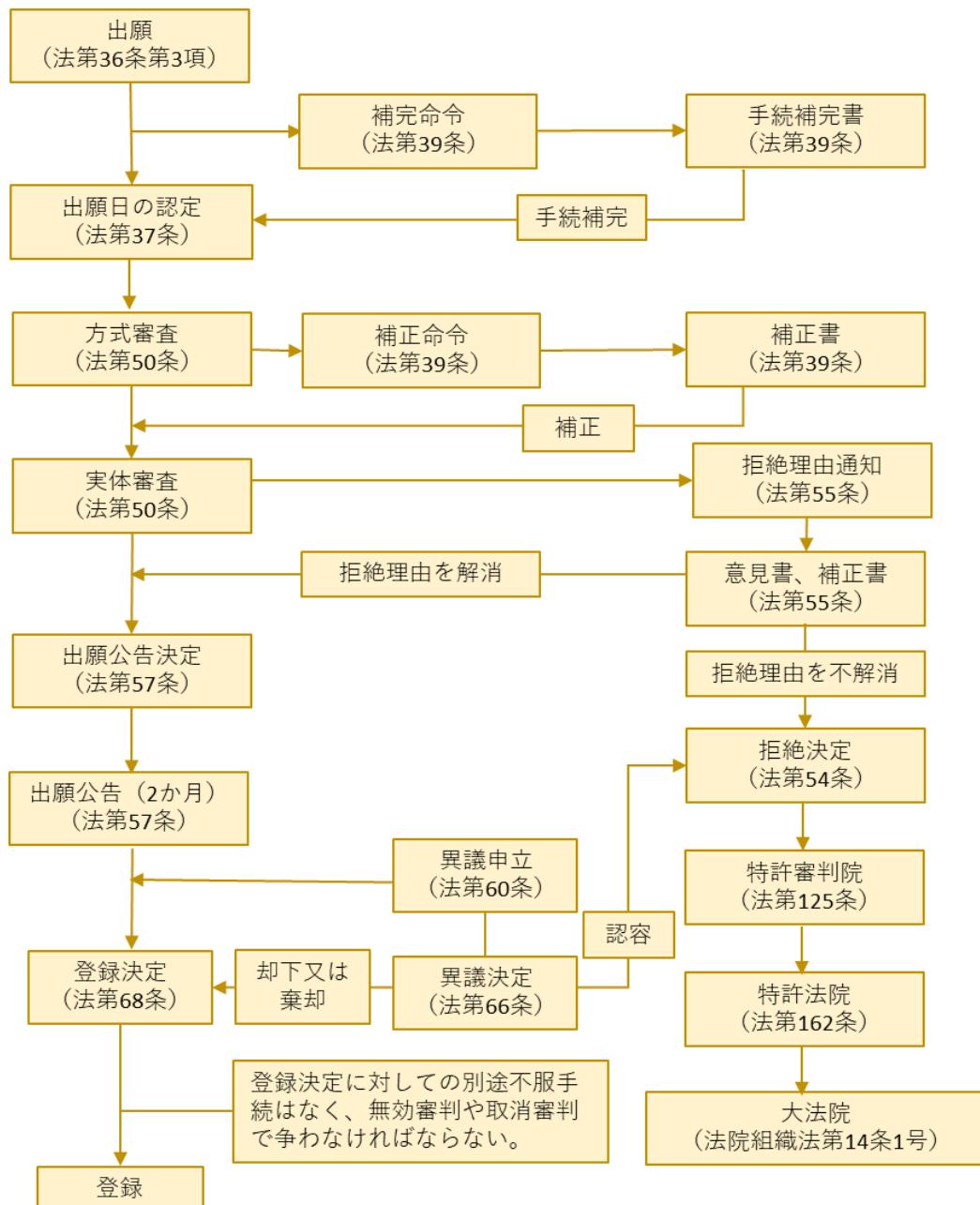


図 8 韓国の商標法における「地理的表示団体商標」及び「地理的表示証明商標」登録の流れ

## (2) 農水産物品質管理法（法第 32 条 3 項～8 項）

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録申請は、農林畜産食品部長官または海洋水産部長官宛てに行う。実際の登録変更業務は、農産物とその加工品については国立農水産物品質管理院長、林産物とその加工品は山林庁長、水産物とその加工品は国立水水産物品質管理院長に委任されている。申請は地理的表示登録審議分科委員会で審議され、公告決定後 2 ヶ月間の異議申立期間を経て、登録される。登録には通常、1 年以上を要する。また、登録に有効期限はなく、不正使用による登録取消などがなければ永続的に有効である。

農水産物品質管理法施行規則（第 56 条 1 項）に基づき、地理的表示の登録申請には、以下の書類を添付する必要がある。

- 定款
- 生産計画書（法人の場合は各メンバーの生産計画を含む）
- 対象品目及び名称及び品質の特性に関する説明書
- 特產品の有名性・歴史性を証明することができる資料
- 品質の特性と地理的要因との関係についての説明書
- 地理的法事の対象地域の範囲
- 独自の品質基準
- 品質管理計画書

なお、国立農水産物品質管理院長、林野庁長、または国立水水産物品質管理院長は、申請された地理的表示が商標法による他人の商標（地理的表示団体商標を含む）に抵触するかについて、予め特許庁長の意見を聴かなければならないとされている（規則第 56 条 2 項）。

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

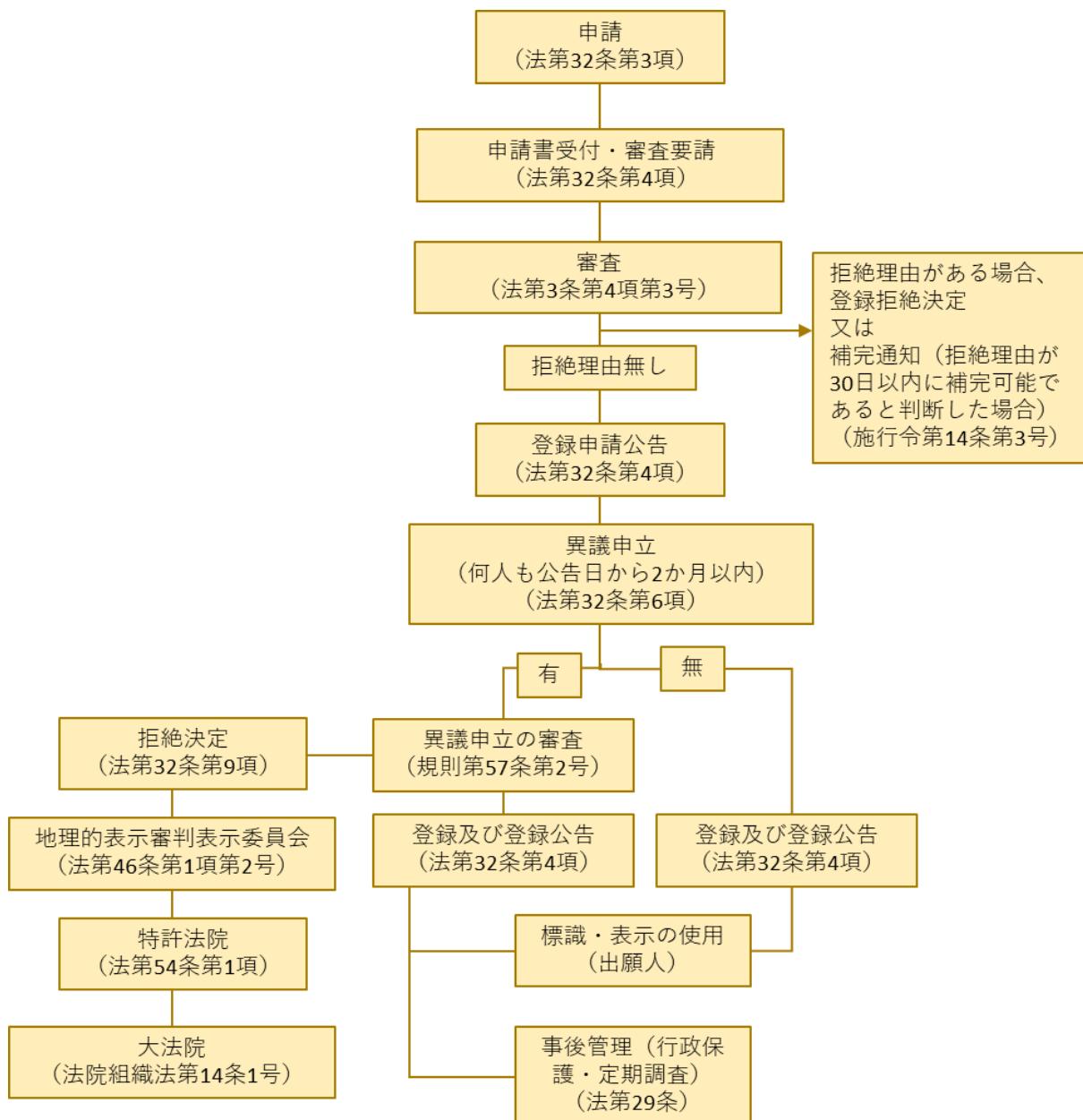


図9 韓国の農水産物品質管理法における「地理的表示登録」の流れ

### 2.2.3. 登録費用

#### (1) 商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標登録

韓国では標準料金表、最低料金表など、基準となる料金表がないため、商標登録に係る代理人費用は代理人によって差がある。地理的表示団体商標/証明商標の場合、通常の商標出願・登録に比べて提出書類が非常に多く、地名の認知度等について審査官を説得する等の手間がかかることから、通常の商標出願・登録（1,000～1,500 米ドル程度）に比べて高くなる傾向にある。現地での弁理士及び法律事務所等への聞き取りでは、状況に応じてケースバイケースで大きく異なるとされ、目安として示された特許庁への手数料と代理人費用を合計した見積りで、計 1,500～20,000 米ドル程度との大きな幅があった。また、これに加え、提出書類の日本語から韓国語への翻訳料金が別途発生する。

以下は、作業ごとの費用目安として、1 社が参考として挙げた費用の例になる。

##### ①出願費用

	代理人費用(US\$) ( )内ウォン	オフィス・フィー(US\$) ( )内ウォン	合計(US\$) ( )内ウォン
新規	800 (800,000) (各区分ごとに)	62 (62,000)	862 (862,000)
指定商品の追加出願	最初の 1 区分 480 (480,000)	62 (62,000)	542 (542,000)
	以降各区分ごとに 384 (384,000)	62 (62,000)	446 (446,000)
分割出願	400 (400,000)	62 (62,000)	462 (462,000)

##### ②登録費用

	代理人費用(US\$) ( )内ウォン	オフィス・フィー(US\$) ( )内ウォン	合計(US\$) ( )内ウォン
新規	1 区分 1 出願	200 (200,000)	220.50 (220,500)
	多区分 1 出願	最初 1 区分 200 (200,000)	220.50 (220,500)
		以降各区分ごとに 200 (200,000)	211 (211,000)
	更新登録	300 (300,000)	319.50 (319,500) (多区分の場合、以 降各区分ごとに 310 ずつ加算)
	指定商品の追加登録	最初 1 区分 200 (200,000)	211 (211,000)
		以降各区分ごとに 200 (200,000)	211 (211,000)
	分割出願		新規と同一

##### ③中間手続き及び審判等の費用

	代理人費用(US\$) ( )内ウォン	オフィス・フィー(US\$) ( )内ウォン	合計(US\$) ( )内ウォン
商標調査	文字標章 300 (300,000)	なし	300 (300,000)
(1 表示 1 区分 ごとに)	図形結合 400 (400,000)		400 (400,000)
優先権主張	100 (100,000)	18 (18,000)	118 (118,000)